

認可外保育施設

（設置・開設）



指 導 監 督 の 対 象 と な る 施 設		
施 設 種 別	届出対象施設	届出対象外施設
以下のどの施設にも該当しない保育施設	1 日に保育する乳幼児の数が、1 名以上の施設	
ベビーホテル 次の条件のうち、どれか一つでも該当する施設（居宅訪問事業を除く） ・ 夜 8 時以降の保育を行っている ・ 宿泊を伴う保育を行っている ・ 利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上	1 日に保育する乳幼児の数が、1 名以上の施設	
事業所内保育施設 事業所（企業や病院等）などにおいて、その労働者の監護する乳幼児を対象とする施設	労働者の監護する乳幼児以外の乳幼児を 1 人でも預かる施設	労働者の監護する乳幼児のみを対象とする施設
こども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るもの（企業主導型保育事業）	1 日に保育する乳幼児の数が、1 名以上の施設	
店舗等においてその顧客の監護する乳幼児を対象にした施設 （例）デパート、自動車教習所、スポーツ施設、歯医者等の一時預かり施設	顧客の監護する乳幼児以外の乳幼児を 1 人でも預かる施設	顧客の監護する乳幼児のみを対象とする施設
親族間の預かり合い 設置者の四親等内の親族が対象	親族の乳幼児以外に乳幼児を 1 人でも預かる場合	親族の乳幼児のみの場合
密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児を対象にした施設 （例）利用乳幼児の保護者と親しい友人や隣人等である場合	広く一般に利用者の募集を行うなど、不特定多数を対象にしている場合	密接な人的関係を有する者の監護する乳幼児のみを対象とする場合
一時預かり事業を行う施設 病児保育事業を行う施設 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（同一敷地内等）		当該事業の対象となる乳幼児のみの場合
臨時に設置された施設 （例）スキー場やバーゲン期間のみ開設されたデパートの一時預かり施設	6 ヶ月を超えて設置される施設	6 ヶ月を限度に設置される施設

[認可外保育施設に関する届出・報告等]

項 目	届出対象 施設	届出対象 外施設
設置届 - 様式 1 (保育施設を有し、届出対象施設の場合) 設置届 - 様式 1 - 2 (居宅訪問事業の場合) ・ 1 日に保育する乳幼児が一人でもいる施設が対象です。 ・ 新たに設置する場合には、事業開始日から 1 ヶ月以内に届け 出てください。		不要
別紙 - 届出対象かどうかに関わらず、すべての施設が対象 居宅訪問事業の場合、<u>別紙：法第 6 条の 3 第 11 項の規定</u> <u>による業務を目的とする施設用</u> を使用する		
運営状況報告 - 様式 5 ・ 届出対象施設かどうかに関わらず、すべての認可外保育施設 が対象です。年 1 回提出が必要。(別途連絡します。)		
事故が生じた場合の報告 - 様式 6 ・ 届出対象施設かどうかに関わらず、すべての認可外保育施設が 対象です。	○	○
長期滞在児がいる場合の報告 - 様式 7 ・ 届出対象施設かどうかに関わらず、すべての認可外保育施設 が対象です。	○	○
事業内容等変更の届出 (届出対象施設のみ) - 様式 8 ・ 施設の名称や所在、設置者・管理者、建物・設備などの変更 があった場合届け出てください。 ・ 届出対象外施設に関しても、電話やメール等でお知らせくだ さい。	○	
休止・廃止の届出書 (届出対象施設のみ) - 様式 9 ・ 休止又は廃止の日から 1 ヶ月以内に届け出てください。 ・ 届出対象外施設に関しても、電話やメール等でお知らせくだ さい。	○	
掲示様式 (届出対象施設のみ) - 様式 14 ・ 提供するサービス内容を利用者の見やすいところへ掲示して ください。		不要
交付書面様式 (届出対象施設のみ) - 様式 15 ・ 利用者へ契約内容を書面にして交付することが義務付けられ ています。利用者へ入所契約の際にお渡しください。		不要

：提出又は掲示が必要 ○：届出要件発生時に提出 ：報告は必要(任意)

目 次

(様式 1)	<u>認可外保育施設設置届</u>	...	P 1
(様式 1 - 2)	<u>認可外保育施設設置届 (居宅訪問型事業用)</u>	...	P 2
(別 紙)	<u>居宅訪問事業を除くすべての施設用</u>	...	P 3
(別 紙)	<u>居宅訪問事業用</u>	...	P 1 1
(様式 2)	<u>保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ</u>	...	P 1 7
(別添)	<u>認可外保育施設指導監督基準</u>	...	P 2 0
(参考)	<u>(別表) 評価基準</u>		

(様式 1 : 設置届出書) (第 5 9 条の 2)

認可外保育施設設置届

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所

氏 名 (又は名称) 印

代表者

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第 59 条の 2 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

(様式 1 - 2 : 設置届出書) (第 5 9 条の 2)

認可外保育施設設置届

平成 年 月 日

大阪市長 様

住 所

氏 名 (又は名称) 印

代表者

認可外保育施設を設置致しましたので、児童福祉法第 59 条の 2 の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり届け出致します。

平成 年 月 日現在

施 設 の 名 称							
施 設 の 所 在 地		〒			Tel		
		Mail:			Fax		
		最寄り駅		線		駅	バス 徒歩
設 置 主 体		個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体					
設 置 者 名							
設 置 者 住 所		〒			Tel		
代 表 者 名		(氏名)		(職名)			
管 理 者 名		(氏名)		(職名)			
管 理 者 住 所		〒			Tel		
事 業 開 始 年 月 日		平成 年 月 日					
系 列 施 設		(系列施設数 箇所〔直営店・F C〕 有 うち都道府県内 箇所)					無
施 設 ・ 設 備	専用設備	乳児室 ほふく室 保育室または遊戯室 調理室 医務室 児童用便所					
	室 名	保育室等	乳児室	ほふく室	保育室または遊戯室		
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²		
	室 名	調理室	医務室	便 所	その他	合 計	
	室 数	室	室	室	m ²	m ²	
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	便器	個					
	屋外遊戯場(園庭)	有 (m ²)	無	無の場合の公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所			有・無
	建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れん瓦造 木 造 その他 ()				建物の	階
建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所ビル 業務用ビル その他 ()						
立地場所	住宅地 オフィス街 商店街 工業地 駅ビル・駅隣接 その他						
開 所 時 間		通常開所時間		時間外開所時間		備 考	
平 日		: ~ :		: ~ :			
土曜日		: ~ :		: ~ :			
日・祝祭日		: ~ :		: ~ :			

運営を委託している施設は記入してください

委託先名称			
住所	〒	TEL	
代表者名	氏名	職名	

提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ・24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳)	1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。
利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中・夜間別 所得別 その他 () 設定なし	

利用料金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定期契約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	() 単位()	その他
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	() 円
	4歳児	円	円	円	円	() 円
	5歳児	円	円	円	円	() 円
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	

上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金がかかる書類を添付すること。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
定員									

届出年月日の前日において保育している児童の人数						(平成		年	月	日現在)
年 齢		0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	6 歳以上 (就学前)	学童	計
在 園 時 間										
昼 間	午後 8 時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
夜 間	午後10時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
深 夜	午後10時～午前 2 時までにお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
宿 泊	午前 2 時～翌朝にお迎え	()	()	()	()	()	()	()	()	()
24時間	24時間お迎えなし	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計		()	()	()	()	()	()	()	()	()
() 内には、一時預かり児童数を再掲すること。										

状 保 險 加 入	加 入	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）
	保険契約書 別添	保 險 事 故 (内 容)	
	未加入	保 險 金 額	
提携医療機関		機 関 名	
		所 在 地	
		電話番号	
		提携内容	

届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数（平成 年 月 日現在）														
A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）		C その他職員（A，Bを除く）				D 合計（A + B + C）						
人 () 人		人 () 人		人 () 人				人 () 人						
上記（ ）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。														
資 格 の 有 無 等	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士		人	保育士	人	調理員		人	調理員	人		
	従事している		看護師		人	看護師	人	その他		人	その他	人		
	従事していない		准看護師		人	准看護師	人	() ()						
	・資格（従事している 場合に記入）		家庭的 保育者		人	家庭的 保育者	人							
	保育士		その他		人	その他	人							
看護師		() ()												
准看護師														
その他 ()														

* 有資格者（保育士・看護師・准看護師）については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

②① のうち、届出年月日の前日において保育に従事している者の配置数及び勤務の体制												
ア 有資格者（保育士・看護師・准看護師の資格あり）												
職名	勤務 形態	勤務時間帯										勤務 時間
(例) 保育従事者(保育士)	常 勤 ・ 非常勤	~ 8 時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2 時 ~	8 時間
	常 勤 ・ 非常勤											
	常 勤 ・ 非常勤											
	常 勤 ・ 非常勤											
	常 勤 ・ 非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間											総勤務時間	
() 時間 ÷ 8 時間 = () 人												

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯										勤務時間
	常勤・非常勤	～ 8 時	10 時	12 時	14 時	16 時	18 時	20 時	22 時	24 時	2 時～	
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
	常勤・非常勤											
常勤換算後の人数 総勤務時間										総勤務時間		
() 時間 ÷ 8 時間 = () 人												

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

② 嘱託医の有無	有 無
③ 管理栄養士・栄養士の有無	管理栄養士 (人) 栄養士 (人)

④ 職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）									
A 施設長		B 保育従事者（Aを除く）		C その他職員（A，Bを除く）		D 合計（A + B + C）			
人 () 人		人 () 人		人 () 人		人 () 人			
上記（ ）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。									
資格の有無等	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	
	・保育業務への従事	保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人
	従事している	看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人
	従事していない	准看護師	人	准看護師	人	()	()		
	・資格（従事している場合に記入）	家庭的保育者	人	家庭的保育者	人				
	保育士	その他	人	その他	人				
	看護師	()	()						
	准看護師								
	その他 ()								

* 有資格者（保育士、看護師・准看護師）については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

②⑤ ②④のうち、保育に従事している者の配置数及び勤務体制の予定			
ア 有資格者（保育士、看護師・准看護師の資格あり）			
職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
(例) 保育従事者（保育士）	常勤 ・ 非常勤	~ 8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時 ~ 	8 時間
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 () 時間 ÷ 8 時間 = () 人			総勤務時間

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

イ ア以外の職員			
職名	勤務形態	勤務時間帯	勤務時間
	常勤 ・ 非常勤	~ 8時 10時 12時 14時 16時 18時 20時 22時 24時 2時 ~ 	
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
	常勤 ・ 非常勤		
常勤換算後の人数 総勤務時間 () 時間 ÷ 8 時間 = () 人			総勤務時間

* 当届出書に各保育従事者の勤務の体制がわかる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯の記入は不要。ただし、常勤換算後の人数は必ず記入すること。

②⑥ 施設に在籍している保育従事者数		人
うち、研修受講の有無	保育の質の向上のための研修	人
	子育て支援員研修	人
	家庭的保育者等研修	人
	その他 ()	人
②⑦ 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等: 年 月	参加者数 名)
	(研修名等: 年 月	参加者数 名)
	(研修名等: 年 月	参加者数 名)
		無

* ②⑥、②⑦については、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設は必ず記入すること。

* 研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

②⑧ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
-----------------------------	--

* マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類を添付すること。

コンサルティングを就けている施設は記入してください

委託先名称		
住 所	〒	TEL
		FAX
代表者名	氏名	職名

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人.....個人が設置するもの。
- ・株式会社.....株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人...社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【 】 ・NPO法人.....特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人.....上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体.....保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- 【 】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【 】 管理者名は、施設長等貴施設における保育の実施責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【 】 系列施設数は、届出施設を含めた数を記入し、届出施設の所在する都道府県内にある系列施設数を内数として記入してください。
- 【 】 ○専用設備
貴施設において当てはまる専用設備全てを○で囲んでください。なお、○で囲んだ専用設備については、室数、面積等を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室の区分けなく1室で保育している場合、これらのいずれも○で囲まず、保育室等の欄に面積を整数（小数点以下四捨五入）で記入してください。
 - ・乳児室.....乳児（1歳に満たない児童）のための部屋
 - ・ほふく室.....はいはい（手足を使ってはい進む）するための部屋
 - 屋外遊戯場（園庭）.....園庭。付近の公園等共用の遊び場は含みません。
 - 建物の形態
貴施設として利用されている建物の形態について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
 - ・専用建物.....保育専用に使っている一戸建て施設
 - ・集合住宅.....マンション等の一部を保育に使っている場合
 - ・事務所ビル.....事務所が主なビルの一部を保育に使っている場合
 - ・業務用ビル.....事務所ビル以外のビルの一部を保育に使っている場合
 - ・その他.....上記のいずれにも該当しないもの
 - 立地場所
貴施設の立地場所について、次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。
 - ・住宅地.....住宅が主となる場所
 - ・オフィス街.....事務所や会社が建ち並んでいる場所
 - ・商店街.....商店が建ち並んでいる場所。駅建物内や駅前にある場合は「駅ビル・駅隣接」を○で囲んでください。
 - ・工業地.....工場が主となる場所
 - ・駅ビル・駅隣接.....駅舎と一体となったビル、駅近隣となる場所（近隣の目安は駅から徒歩5分以内。）
 - ・その他.....上記のいずれにも該当しないもの- 【 】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外開所時間は、通常の開所時間外で、利用者の希望に応じ、開所を行う場合にその時間を記入してください。
- 【 】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴施設において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。
 - <月極契約>
入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
 - <定期契約>
入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）
 - <一時預かり>
入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

< 夜間保育 >

午後 8 時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

< 24時間保育 >

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

- 【 】 利用料金の設定として、当てはまるものを○で囲んでください。

- 【 】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要な場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【 】 定員について特に定めがない場合には、貴施設において職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

- 【 】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。一時預かりの児童数は()内に再掲してください。「学童」は届出年月日の前日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

- 【 】 保険加入状況については、入所児童に関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

- 【 】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

- 【 ~ ②①】

届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を 8 時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

- 【 ②③】 管理栄養士と栄養士のそれぞれの人数を記入してください。0 人の場合は、「0」と記入してください。

- 【 ②④ ~ ②⑤】

職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴施設における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入し、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算（有資格者及び有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を 8 時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

- 【 ②⑥】 保育に従事している職員のこれまでの研修の受講状況について記入してください。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入ください。

1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設については必ず記入してください。

- 【 ②⑦】 職務に従事する全ての職員（施設長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近 3 回の参加状況について記入してください。ただし、事業開始の日から届出年月日の前日までに参加した研修が 3 回以上の場合、その全てを記入してください。

1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設については必ず記入してください。

- 【 ②⑧】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する施設においては、利用するマッチングサイトの URL を記入してください。ただし、施設自らのウェブサイトを利用して、保護者と施設とが相互に連絡する場合は除きます。

平成 年 月 日現在

事業所の名称										
事業所の所在地	〒					Tel				
	Mail:					Fax				
	最寄り駅		線		駅	バス	徒歩	分	分	
設置主体	個人 株式会社 社会福祉法人 NPO法人 その他法人 任意団体									
設置者名										
設置者住所	〒					Tel				
代表者名	(氏名)				(職名)					
管理者名	(氏名)				(職名)					
管理者住所	〒					Tel				
事業開始年月日	平成 年 月 日									
系列事業所	(系列事業所数 箇所〔直営店・F C〕 有 うち都道府県内 箇所)							無		
保育提供可能時間	通常保育提供可能時間		時間外保育提供可能時間		備 考					
	平 日	: ~ :	: ~ :							
	土曜日	: ~ :	: ~ :							
	日・祝祭日	: ~ :	: ~ :							
提供するサービス内容	・月極契約 (対象年齢 歳 ~ 歳) ・定期契約 (" 歳 ~ 歳) ・一時預かり (" 歳 ~ 歳) ・夜間保育 (" 歳 ~ 歳) ・24時間保育 (" 歳 ~ 歳) ・() (" 歳 ~ 歳)							1) 0歳児の場合は、月齢まで記入すること。 2) サービスの内容は、「記載上の注意」により分類すること。		
利用料金設定状況	月単位 週単位 日単位 時間単位 日中夜間別 所得別 その他() 設定なし									

運営を委託している施設は記入してください

委託先名称		
住所	〒	TEL
代表者名	氏名	職名

-1 利 用 料 金	利用形態 年齢	月極額 (月)	定期契約 単位(時間)	一時預かり 単位(時間)	() 単位()	その他
	0歳児	円	円	円	円	・食事代 円
	1歳児	円	円	円	円	・入会金 円
	2歳児	円	円	円	円	・キャンセル料 円
	3歳児	円	円	円	円	() 円
	4歳児	円	円	円	円	() 円
	5歳児	円	円	円	円	() 円
	6歳以上 (就学前)	円	円	円	円	() 円
	学童	円	円	円	円	

上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金がわかる書類を添付すること。

-2 利 用 料 金		早朝 5時～8時	日中 8時～18時	夜間 18時～22時	深夜 22時～5時
	会 員 (入会し常態的に利用する者)	円	円	円	円
	単 位 (時間) 非会 員 (一時的に利用する者)	円	円	円	円

上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別・年齢別料金がわかる書類を添付すること。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
定 員									

届出年月日の前日において保育している児童の人数 (平成 年 月 日現在)									
年 齢 保 育 提 供 時 間	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳以上 (就学前)	学童	計
2時間以下									
2時間～4時間以下									
4時間～6時間以下									
6時間～8時間以下									
8時間～									
計									

保 険 加 入 状 況	加 入 保険契約書 別添	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）
		保 険 事 故 （ 内 容 ）	
	未加入	保 険 金 額	
提携医療機関		機 関 名	
		所 在 地	
		電話番号	
		提携内容	

届出年月日の前日において職務に従事している職員の配置数（平成 年 月 日現在）														
A 事業所長		B 保育従事者（Aを除く）		C その他職員（A，Bを除く）		D 合計（A + B + C）								
人 () 人		人 () 人		人 () 人		人 () 人								
上記（ ）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。														
資 格 の 有 無 等	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人	()	()						
	・資格（従事している 場合に記入）		家庭的 保育者	人	家庭的 保育者	人								
	保育士		その他	人	その他	人								
	看護師		()	()										
准看護師														
その他（ ）														

* 有資格者（保育士、看護師・准看護師）については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

職務に従事している職員の配置予定数（平均的な職員配置）														
A 事業所長		B 保育従事者（Aを除く）		C その他職員（A，Bを除く）		D 合計（A + B + C）								
人 () 人		人 () 人		人 () 人		人 () 人								
上記（ ）内には、1日の勤務延べ時間数を8で除した常勤換算後の人数を記載すること。														
資 格 の 有 無 等	常勤	非常勤	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人	常勤	人	非常勤	人
	・保育業務への従事		保育士	人	保育士	人	調理員	人	調理員	人				
	従事している		看護師	人	看護師	人	その他	人	その他	人				
	従事していない		准看護師	人	准看護師	人	()	()						
	・資格（従事している 場合に記入）		家庭的 保育者	人	家庭的 保育者	人								
	保育士		その他	人	その他	人								
	看護師		()	()										
准看護師														
その他（ ）														

* 有資格者（保育士、看護師・准看護師）については、保育士登録証の写し等の資格が確認できる書類を添付すること。

②① 事業所に在籍している保育従事者数		人
うち、研修受講の有無		人
居宅訪問型保育研修		人
子育て支援員研修		人
家庭的保育者等研修		人
その他 ()		人
②② 職員の研修等の参加状況	参加(研修名等: 年 月	参加者数 名)
	(研修名等: 年 月	参加者数 名)
	(研修名等: 年 月	参加者数 名)
		無

* ②①、②②については、研修の終了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類を添付すること。

②③ 子どもの預かりサービスのマッチングサイトのURL	
-----------------------------	--

* マッチングサイトのページを印刷する等、マッチングサイトにより提供するサービスの内容に関する情報を伝達等していることが分かる書類を添付すること。

コンサルティングを就けている施設は記入してください

委託先名称		
住 所	〒	TEL
		FAX
代表者名	氏名	職名

記載上の注意

次のうち当てはまるもの1つを○で囲んでください。

- ・個人.....個人が設置するもの。
- ・株式会社.....株式会社が設置するもの。
- ・社会福祉法人...社会福祉法第22条で定義される法人が設置するもの。
- 【 】 ・NPO法人.....特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人が設置するもの。
- ・その他法人.....上記のいずれにも該当しない法人が設置するもの。（医療法人等、有限会社、商法に基づかない法人はここに入ります。）
- ・任意団体.....保護者が共同で設置しているもの等、法人ではない団体。
- 【 】 設置者が法人、民間会社、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び職名を記入してください。
- 【 】 管理者名は、事業所長等貴事業所における責任者の氏名及び職名を記入してください。
- 【 】 系列事業所数は、届出事業所を含めた数を記入し、届出事業所の所在する都道府県内にある系列事業所数を内数として記入してください。

- 【 】 24時間表示（00時00分～23時59分）で記入してください。24時間保育を実施している場合には、00時00分～00時00分と記入してください。なお、時間外保育提供可能時間は、通常の保育提供可能時間外で、利用者の希望に応じ、保育の提供を行う場合にその時間を記入してください。
- 【 】 各サービスの定義は以下のとおりであり、貴事業所において提供しているサービス全てを○で囲み（該当するものが無い場合は（ ）内に記載し）、受入可能な児童の年齢（0歳児については月齢まで）について記入してください。

<月極契約>

利用児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。

<定期契約>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。（月極契約を除く。）

<一時預かり>

利用児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。

<夜間保育>

午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。

<24時間保育>

24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

- 【 】 利用料金の設定として、当てはまるもの全てを○で囲んでください。

- 【 -1】 利用料金について利用形態別、年齢別に記入してください。なお、別途食事代、入会金、キャンセル料等が必要なる場合にはその費用についても記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【 -2】 利用料金について、会員、非会員別、時間帯別に記入してください。記入に当たり、当様式により難しい場合は、利用形態別、年齢別に料金がわかる書類を添付してください。

- 【 】 定員について特に定めがない場合には、貴事業所において職員配置等を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

- 【 】 届出年月日の前日現在の満年齢により、年齢別の児童数を記入してください。一時預かりの児童も含みます。「学童」は届出年月日の前日にあなかった小学生以上の児童数を記入してください。

- 【 】 保険加入状況については、利用児童に関する保険に限定し、事業所設備に対する火災保険等は含めないでください。なお、保険会社との契約書類を添付してください。

- 【 】 提携医療機関については、具体的な提携内容を記入してください。

- 【 】 届出年月日の前日において職務に従事している全ての職員について配置数を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算（それぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。

- 職務に従事する全ての職員について配置予定数（貴事業所における平均的職員配置数）を記入し、うち、実際保育に従事している職員については、常勤換算（それぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）したものを記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合はこれに含めてください。
- 【 ⑳ 】 保育に従事している職員のこれまでの研修の受講状況について記入してください。なお、事業所長についても実際に保育に従事している場合は研修の受講状況について記入ください。
- 職務に従事する全ての職員（事業所長、保育従事者、調理員、その他の職員）の研修等の直近3回の参加状況について記入してください。ただし、事業開始の日から届出年月日の前日までに参加した研修が3回以上の場合、その全てを記入してください。
- 【㉑】 子どもの預かりサービスのマッチングサイトを利用する事業所においては、利用するマッチングサイトのURLを記入してください。ただし、事業所自らのウェブサイトを利用して、保護者と事業所とが相互に連絡する場合は除きます。

(様式 2 : 事前指導)

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行なうことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届け出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から 1 か月以内に都道府県知事に対する届け出が義務付けられています。都道府県が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず 1 か月以内に届け出をしてください。また、事業開始後、届け出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届け出が必要となりますので、ご注意ください。（児童福祉法第 59 条の 2）

なお、上記届け出を怠ったり、虚偽の届け出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第 62 条の 4）

（注）以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設（ただし、子ども・子育て支援法第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。

事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主が雇用する労働者の乳幼児のみの保育を行う施設

事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児のみの保育を行う施設

厚生労働大臣が定める組合がその構成員の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該組合の構成員の乳幼児のみの保育を行う施設

店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）

親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）

親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり

一時預かり事業を行う施設であって、当該事業の対象となる乳幼児のみの保育を行う施設

病児保育事業を行う施設であって、当該事業の対象となる乳幼児の保育のみを行う施設

半年を限度として臨時に設置される施設

学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（同一敷地内等）

3 サービス内容の揭示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の揭示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第 59 条の 2 の 2 ～ 4 ）

（ 1 ） サービス内容の揭示（児童福祉法第 59 条の 2 の 2 ）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を揭示することが必要です。

（ 揭示内容 ）

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定

（ 2 ） 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第 59 条の 2 の 3 ）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

（ 3 ） 契約時の書面交付（児童福祉法第 59 条の 2 の 4 ）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面を交付することが必要です。

（ 書面交付内容 ）

- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所
- ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施

設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1 項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第 3 号）

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の 4）

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようにしてください。

(別添)認可外保育施設指導監督基準

(注) の枠外が指導監督基準であり、 の枠内がその考え方である。

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間(施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間)については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

- 各施設において児童数が多い11時間(施設の開所時間が11時間を下回る場合にあっては、当該時間)、即ち、主たる開所時間については、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。
- 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、

乳児	乳児3人につき保育に従事する者1人
1、2歳児	幼児6人につき保育に従事する者1人
3歳児	幼児20人につき保育に従事する者1人
4歳以上児	幼児30人につき保育に従事する者1人
- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。
短時間勤務の職員を充てる場合にあっては、その勤務時間を常勤職員に換算(有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと)して上記の人数を確保することが必要であること。

(2) 保育に従事する者の概ね 3 分の 1 (保育に従事する者が 2 人の施設及び (1)における 1 人が配置されている時間帯にあっては、1 人) 以上は、保育士又は看護師 (准看護師含む。以下同じ。) の資格を有する者であること。また、常時、保育に従事する者の全てについては、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。

(3) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。1 日に保育する乳幼児の数が 6 人以上 19 人以下の施設においても、保育に従事する者が複数配置されていることが望ましいが、保育従事者が 1 人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、(1)を適用しないことができる。なお、この場合であっても、定期的に都道府県等の助言指導を受けることが望ましい。

2 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

イ 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する者 1 人に対して乳幼児 3 人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下であること。

ロ 法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者 1 人に対して乳幼児 1 人であること。

(2) 保育に従事する者は、保育士、看護師又は家庭的保育者 (法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。) が配置されることが望ましい。なお、法第 6 条の 3 第 11 項の業務を目的とする施設にあっては、上記にかかわらず、保育士又は看護師の資格を有する者の配置が望ましい。

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30 万円以下の罰金が課せられることになること。
- 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

第2 保育室等の構造設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65 m²以上であること。
- (3) 乳児(概ね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

- 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビー・フェンス等で区画すること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第22条を参照しつつ、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さを確保すること。
- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えること。

3 共通事項

- (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。

- 乳幼児用ベットの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベットに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

- (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室(調理設備を含む。以下同じ。)と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

便所の数はおおむね幼児 20 人につき 1 以上であること。

- 便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。
- 調理室は、保育室と簡単に出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

第3 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設設備運営基準第6条
 - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 家庭的保育事業等設備運営基準第7条
 - 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第6条の3第11項の業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅において行うものであることから本基準を適用しないことができるが、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

(1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及びロをいずれも満たさない場合においては、第3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

（い）	屋内階段 屋外階段
（ろ）	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 待避上有効なバルコニー 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段

- 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。
バルコニーの床は準耐火構造とする。
バルコニーは十分に外気に開放されていること。
バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。

屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は 0.75m 以上、高さは 1.8m 以上、下端の床面からの高さは 0.15m 以下とすること。

その階の保育室の面積の概ね 1 / 8 以上の面積を有し、幅員 3.5m 以上の道路又は空地に面していること。

なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第 120 条及び第 121 条に基づき、原則として保育室から 50m 以内に直通階段を設置しなければならない。

- 傾斜路に準ずる設備とは、2 階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。
- 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第 13 条の 3 に規定する避難階（直接地上へ通ず出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を 1 階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 保育室を 3 階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ 1 以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも 30 m 以下となるように設けられていること。

(い)	建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する屋内特別避難階段 屋外階段
(ろ)	建築基準法施行令第 123 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段

ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

- 当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第 112 条第 13 項に基づき設置すること。
- スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- 調理器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- ダンパー ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置である。

ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ヘ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

- 非常警報器具 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。
- 非常警報設備 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。

ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

- 防災物品の表示方法（消防法第8条の3）

消防庁登録者番号
防 災
登録確認機関名

防火対象物において使用する防火対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

(い)	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段
(ろ)	建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路 建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段

- 排煙設備は、建築基準法施行令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限られること。
- 建築基準法施行令第 123 条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かつて開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和 44 年 5 月 1 日建設省告示第 1728 号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 「その他有効に排煙することができると認められるもの」とは、建築基準法施行令第 129 条の 2 の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第 129 条の 2 の 2 の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。

なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。
- 4 階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成 26 年 9 月 5 日雇児発 0905 第 5 号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

八 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

保育施設の調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために

必要な措置が講じられている場合

- 二 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- ヘ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

第5 保育内容

(1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

- 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各発達区分ごとの保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)を理解することが不可欠であること。

[6か月未満児]

- ・心身の機能の未熟性を理解したうえ、笑う、泣くという表情の変化や体の動きなどの行動が、乳児の生理的及び心理的な欲求の表現であることに気づき、感性豊かに受け止め、優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[6か月から1歳3か月未満児]

- ・一人一人の生理的及び心理的な欲求に応え、愛情を込めた応答的関わりにより、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助をしているか。

[1歳3か月から2歳未満児]

- ・生活空間の広がりとともに自我が芽生える時期であり、自発性を高めるよう応答的に関わるとともに、歩行の確立により、盛んになる探索活動が一人一人十分できるように環境を整えているか。

[2 歳児]

- ・生活に必要な行動が徐々にできるようになるとともに、自我が育つ時期であり、一人一人の気持ちを受け止め、援助しているか。また、模倣やごっこ遊びの中で保育者が仲立ちすることにより、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるようにしているか。

[3 歳児]

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であり、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させるように適切に援助しているか。

[4 歳児]

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期である。保育者はこのような心の動きを十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むよう努めているか。

[5 歳児]

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期である。保育者は、児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持ち、児童の発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助しているか。

[6 歳児]

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくる。集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなる。遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるよう様々な環境の設定に留意しているか。

イ 乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム(遊び、運動、睡眠等)に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

- 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。
- 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行することが必要であること。

- 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
- 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

- 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

- 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。
なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、施設の運営管理の任にあたる施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

- 設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

- 保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。
- 都道府県等が実施する施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。
- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設や1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の保育従事者については、保育に従事する前に研修を受講することが望ましいこと。

ウ 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。

- しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

- 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。
専門機関からの助言を要する場合の例
 - ・ 心身の発達に遅れが見られる場合
 - ・ 社会的援助が必要な家庭状況である場合

(3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

- 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

- 保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

第6 給食

- (1)、(2)に取り組むに当たっては、保育所における食事の提供ガイドライン（平成24年3月厚生労働省）、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成23年3月厚生労働省）を参考にすること。

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

- 具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。
 - ・食器類や哺乳ビンを使用することによく洗い、定期的に煮沸消毒を行うこと。
 - ・ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
 - ・食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
 - ・食品の保存に当たっては、冷蔵庫を利用する等衛生上の配慮を行うこと。

(2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

- 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。

また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。

- 栄養所要量を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。

- 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。

第7 健康管理・安全確保

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

- 登園時の健康状態の観察

毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することもある。）が必要であること。

- 降園時の健康状態の観察

毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

- 直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。
- 医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。
- 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。

(4) 職員の健康診断

- ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- イ 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。

- 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。

(5) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

- 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。

(6) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- 本項に取り組むに当たっては、保育所における感染症対策ガイドライン（平成24年11月厚生労働省）を参考にすること。
- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 再登園については、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

(7) 乳幼児突然死症候群の予防

ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

- 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

ア 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

イ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

ウ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

エ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

オ 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

- 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。
- 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

第 8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。

○ 届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。(法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、書面による提示などの方法が考えられる。)

- ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 入所定員
- ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定

○ 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの 1 日の勤務延べ時間数を 8 時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。

(様式 14 参照)

(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければならないこと。○ 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面交付が義務づけられている。

- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所
- ・ 当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。
- 書面の交付は紙媒体で行う必要があり、情報通信技術の利用による交付事項の伝達によって代替することは認められない。

(様式 15 参照)

(3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明するよう努めること。

- 届出対象施設については、当該施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。(児童福祉法第 59 条の 2 の 3)
- 届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。
- 保育の実施前に保護者に対して、保育従事者の氏名や保育士資格、都道府県への届出の有無などの情報を提供することが望ましい。ただし、事業者は個人情報保護義務について留意することが必要であること。

第9 備える帳簿

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
 - ・ 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等
- 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
- 労働基準法等の他法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務づけられている。児童福祉法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。
（例）
 - ・ 労働者名簿（労働基準法第107条）
 - ・ 賃金台帳（労働基準法第108条）
 - ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

別表 評価基準

この評価基準は、現在の指導監督基準に沿って、立入調査の結果について文書による改善指導（以下「文書指導」という。）を行うべきものと口頭による改善指導（以下「口頭指導」という。）による対応が可能なものに整理したものである。

○判定の内容

判定区分	内 容
A	指導監督基準を満たしている事項
B	指導監督基準を満たしていないが、比較的軽微な事項であって改善が容易と考えられるもの
C	指導監督基準を満たしていない事項で、B判定以外のもの

○指導の基準

B判定の事項については口頭指導により対応することとし、C判定の事項については文書指導により対応することを原則とすること。ただし、B判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘がなされたことがあり、新たな立入調査によっても再度指摘がなされる場合など、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要がある場合には、文書指導を行うものとする。

○改善結果

指導事項に対する改善結果を記録するものとし、表記は改善、未改善で記入すること。

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準					改 善 結 果
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭	文書	
1 保 育 に 従 事 す る 者 の 数 及 び 資 格	(1) 保育に従事する者の 数 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 以上 幼児 ・ 1, 2 歳児 おおむね 6 人につき 1 人 以上 ・ 3 歳児 おおむね 20 人につき 1 人 以上 ・ 4 歳児以上 おおむね 30 人につき 1 人 以上 <u>以下、乳児、幼児を総 称する場合は、「乳幼児」 とする。</u> 〔考え方〕 ここでいう保育に従事す る者は、その勤務時間を常 勤職員に換算（有資格者、 その他の職員別にそれぞれ の勤務延べ時間数の合計を 8 時間で除して常勤職員数 とみなす）して上記の人数 を確保すること。	保育従事者の必要数の算出 <u>以下、必要数の算出は年齢別 に小数点 1 桁（小数点 2 桁以下 切り捨て）目までを算出し、そ の合計の端数（小数点 1 桁）を 四捨五入する。</u> a 調査日の属する月を基準月と し、月極めの利用契約乳幼児数 を基礎とする。（以下「基礎乳 幼児数」という。） b 時間預かり（一時預かり）が ある場合は、基礎乳幼児数に時 間預かりの乳幼児数を加えるこ と。（以下「総乳幼児数」という。） c 常時、保育に従事する者が、 複数配置されるものであるこ と。また、主たる開所時間を超 える時間帯については、現に保 育されている乳幼児が 1 人であ る場合を除き、常時、2 人以上 の保育に従事する者を配置する こと。	・主たる開所時間において、 月極契約乳幼児数に対して 保育従事者が不足している。 ・主たる開所時間において、 総乳幼児数に対して保育従 事者が不足している。 〔保育従事者が不足するよ うな場合には、乳幼児の 受入を断るよう指導を行 うこと。〕 ・契約乳幼児の在籍時間帯に 保育従事者が 1 人勤務の時 間帯がある。ただし、主た る開所時間を超える時間帯 について、現に保育されて いる乳幼児が 1 人である場 合を除く。	-	○			
	(2) 保育に従事する者の 有資格者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、 保育士又は看護師の資格を 有する者をいう。ただし、 少人数の乳幼児を保育する 施設等において、保育の実 態を勘案して幼稚園教諭免 許取得者や都道府県等が実 施している研修の受講者等 について、都道府県知事が 保育士に準じた専門性や経 験を持っていると判断する ことも差し支えない。	有資格者の数が保育従事者の必要 数の 3 分の 1 以上いるか。 a 月極契約乳幼児数に対する有 資格者の数 b 総乳幼児数に対する有資格者 の数 有資格者の算出に当たっては、 小数点 1 桁を四捨五入	・月極契約乳幼児数に対する 保育従事者数について、有 資格者が不足している。 ・総乳幼児数に対する保育従 事者数について、有資格者 が不足している。 〔保育従事者が不足するよ うな場合には、乳幼児の 受入を断るよう指導を行 うこと。〕	-	○			
	(3) 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は 保母、保父等これに紛らわしい 名称で使用していないか。	・左記の事項につき、違反が ある。	-	○			

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準					改 善 結 果
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭	文書	
2 保 育 室 等 の 構 造 設 備 及 び 面 積	(1) 保育室の面積 〔考え方〕 保育室面積； 当該保育施設において、 保育室として使用している 部屋の面積。調理室や便所、 浴室等は含まない。	保育室の面積は、おおむね入所乳 幼児1人当たり1．65㎡以上確保 されているか。 a 月極契約乳幼児数についての 1人当たりの面積	・不足している。	-	○			
		b 総乳幼児数についての1人当 たりの面積	・不足している。 〔総乳幼児数に対して保育室 面積が不足するような場 合には、乳幼児の受入を 断るよう指導を行うこと。〕	○	-			
	(2) 調理室の有無 〔考え方〕 給食を施設外で調理して いる場合、家庭からの弁当 の持参を行っている場合等 は、加熱、保存、配膳等の ために必要な調理機能を有 していることが求められる。	a 調理室は、当該施設内にあっ て専用のものであるか。又は、 施設外共同使用であるが、必要 な時に利用できるか。	・調理室（施設外調理等の場 合にあっては必要な調理機 能）がない。 ・調理室が、乳幼児が保育室 から簡単に立ち入ることが できないよう区画等されて いる状態にない。 〔調理機能のみを有してい る場合にあっては、衛生 や乳幼児の安全が十分確 保される状態となってい ること。〕 ・区画はあるが、扉が閉めら れていない等運用面の注意 を要する。 ・衛生的な状態が保たれてい ない。 〔原則として、C判定区分 とするが、清掃方法の見 直し等軽微な改善指導に ついては、B判定区分と してよい。〕	-	○			
				-	○			
				○	-			
			-	○				
	(3) おおむね1歳未満児 とその他の児童の保育 場所とが区画されかつ 安全性が確保	a おおむね1歳未満児の保育を 行う場所とその他の児童の保育 を行う場所は、別の部屋である ことが望ましいが、部屋を別に できない場合は、明確な段差や ベビーフェンス、ベビーベッド 等で区画すること。	・区画されていない。（保育場 所が別の部屋にない、又は ベビーフェンス、ベビーベ ッド等の区画がない。） ・区画が不十分（ベビーフェ ンス等があっても、十分活 用されていない。）	-	○			
				○	-			

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準						改 善 結 果
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導			
				B	C	口頭	文書		
2 保 育 室 等 の 構 造 設 備 及 び 面 積	(4) 保育室の採光及び換 気の確保、安全性の確保	a 採光が確保されているか。	・窓等採光に有効な開口部がない。 〔 建築基準法第 2 8 条第 1 項及び同法施行令第 1 9 条の規定（認可保 育所の保育室の採光） に準じ、窓等採光に有 効な開口部の面積が床 面積の 5 分の 1 以上で あることが望ましい。〕	-	○				
		b 換気が確保されているか。	・窓等換気に有効な開口部がない。 〔 建築基準法第 2 8 条第 2 項の規定（居室の換気） に準じ、窓等換気に有 効な開口部の面積が床 面積の 2 0 分の 1 以上 であるか、これに相当 する換気設備があるこ とが望ましい。〕	-	○				
		c 乳幼児用ベッドの使用に当た っては、同一の乳幼児用ベッド に 2 人以上の乳幼児を寝かせて いないか。	・同一の乳幼児用ベッドに 2 人以上の乳幼児を寝かせる ことがある。	-	○				
	(5) 便所 a 便所の手洗設備 便所と保育室及び調 理室との区画 便所の安全な使用の 確保	(a) 便所用の手洗設備が設けられ ているだけでなく、衛生的に管 理されているか。 (b) 便所は、幼児が安全に使用す るのに適当なものであるか。 (c) 便所は保育室及び調理室と区 画され衛生上問題がないか。	・便所用の手洗設備が設けら れていない。	-	○				
			・手洗設備が不衛生（十分に 清掃がなされていない、石 けんがないなど。）	○	-				
			・便所が、保育室及び調理室 と区画されていない。	-	○				
			・便所が不衛生（十分に清掃 がなされていない。）	○	-				
		b 便所の数	便器の数が、おおむね幼児 2 0 人 につき 1 以上であること。 特に支障がない場合 便所が同一階にあり、共同使 用しても必要数を確保でき、衛 生上問題ないこと。	・基準より便器の数が大きく 不足している。	-	○			

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準						改 善 結 果
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導			
				B	C	口頭	文書		
3 非 常 災 害 に 対 す る 措 置	(1) a 消火用具の設置	(a)消火用具が設置されているか。	・消火用具がない又は消火用具の機能失効。	-	○				
		(b)職員が消火用具の設置場所及びその使用方法を知っているか。	・消火用具の設置場所等につき、周知されていない。	○	-				
	b 非常口の設置	非常口は、火災等非常時に入所乳幼児の避難に有効な位置に、適切に設置されているか。 <u>2 階以上の施設については、指導基準 4 により評価を行うものとする。</u>	・保育室を 1 階に設けているが、適切な退避用経路がない。	-	○				
	(2) a 非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定	(a) 具体的計画＝消防計画が適正に作成され届出が行われているか。 消防法上 3 0 人以上の施設については、作成及び届出の義務がある。3 0 人未満の施設であっても、乳幼児の安全確保の観点から届出が望ましい。 消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。	・ 3 0 人以上の施設につき、具体的計画（消防計画）を作成、届出をしていない。	-	○				
		(b) 防火管理者の選任、届出が行われているか。 認可外保育施設も消防法上の児童福祉施設とみなされるため、3 0 人以上の施設は、防火管理者の選任、届出を行わなければならない。3 0 人未満の施設であっても乳幼児の安全確保の観点から、届出を行うことが望ましい。	・ 3 0 人以上の施設であって選任、届出をしていない。	-	○				
	b 避難消火等の訓練の毎月 1 回以上の実施	(a) 訓練は毎月定期的に行われているか。 訓練内容は、消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。	・ 訓練が 1 年以内に 1 回も実施されていない。 ・ 訓練がおおむね毎月実施されている状況にない。	-	○				

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準						改 善 結 果
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導			
				B	C	口頭	文書		
4 保 育 室 を 2 階 以 上 に 設 け る 場 合 の 条 件	(1) 保育室が 2 階の場合 の条件	a 保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を備えているか。	・転落防止設備がない。	-	○				
		b 耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備のいずれかを満たしているか。 <u>なお、保育室を 2 階に設ける建物が右記イ又は口のいずれも満たさない場合においては、指導基準 3 に規定する設備の設置及び訓練の実施に特に留意すること。</u> 保育室等の室内面の材質確認は、外観では判別が難しいので、建築図面等で確認すること。	・下記のイ又は口のいずれも満たしておらず、かつ、指導基準 3 に規定する設備の設置及び訓練の実施がなされていない。 イ 建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）であること。 ロ 下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ 1 以上設けられていること。	-	○				
		(い)	屋内階段 屋外階段						
		(ろ)	建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 待避上有効なバルコニー 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段						
	(2) 保育室が 3 階の場合 の条件	a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可）	-	○				
		b 保育室の各部分から歩行距離 3 0 m 以内に乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。	・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 屋外階段	-	○				

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準						改 善
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導		結 果	
				B	C	口頭	文書		
4 保 育 室 を 2 階 以 上 に 設 け る 場 合 の 条 件	(2) 保育室が 3 階の場合 の条件		・ 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項に規定する構造の屋内避難階段又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段	-	○				
		c 調理室は床及び壁が耐火構造で戸が防火戸であるか。 ダンパー；ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置のこと。	・ 以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられている。 調理室にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている。 調理室において調理用器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている。	-	○				
		d 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしているか。	・ 左記 d を満たしていない。	-	○				

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準						改 善
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導		結 果	
				B	C	口頭	文書		
4 保 育 室 を 2 階 以 上 に 設 け る 場 合 の 条 件	(2) 保育室が 3 階の場合 の条件	e 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられているか。	・転落防止設備がない。	-	○				
			・転落防止設備が活用されていない等運用面で注意を要する事項がある。	○	-				
		f 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関への通報設備（電話で可）があるか。 非常警報器具；警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等のこと。 非常警報設備；非常ベル、自動式サイレン、放送設備等のこと。	・左記 f を満たしていない。	-	○				
	g カーテン、敷物等で可燃性のものについて防災処理されているか。	・左記 g を満たしていない。 〔防災物品の表示にも努めること。〕	-	○					
	(3) 保育室が 4 階以上の 場合の条件	a 耐火建築物であるか。	・建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物でない。（準耐火建築物は不可）	-	○				
b 保育室の各部分から歩行距離 3 0 m 以内に乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備があるか。		・以下に掲げる施設又は設備のうち該当するものが一つもない。 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項に規定する屋内避難階段又は第 3 項に規定する構造の屋内特別避難階段 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項に規定する構造の屋外階段 ・建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項に規定する屋外階段を備えていない。	-	○					

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準				改 善 結 果	
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導		
				B	C	口頭		文書
4 保 育 室 を 2 階 以 上 に 設 け る 場 合 の 条 件	(3) 保育室が 4 階以上の 場合の条件	c 調理室は床及び壁が耐火構造 で戸が防火戸であるか。 <						

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準				改 善 結 果		
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導			
				B	C	口頭		文書	
5 保 育 内 容	(1) 保育の内容 保育所保育指針（平成 1 1 年 1 0 月 2 9 日児発 第 7 9 9 号）を踏まえた 適切な保育が行われてい るか。	a 乳幼児一人一人の心身の発育や 発達の状況を把握し、保育内容を 工夫すること。	・左記 b ～ d の事項を満たし ていること。（実際の指導 等は、b ～ d の事項につい て、それぞれ実施する。）	-	-	-	-		
		b 乳幼児が安全で清潔な環境の中 で、遊び、運動、睡眠等をバラン スよく組み合わせた健康的な生活 リズムが保たれるように、十分に 配慮がなされた保育計画を定め実 行しているか。							
		(a) カリキュラムが、乳幼児の日 々の生活リズムに沿って設定さ れているか。	・デイリープログラム等が作 成されていない。	-	○				
		(b) 必要に応じ入所乳幼児に入浴 又は清拭をし、身体の清潔が保 たれているか。	・汚れたときの処置が不適当 〔特に注意を要するものに ついては文書指導を行う こと。〕	○	-				
		(c) 沐浴、外気浴、遊び、運動、 睡眠等に配慮しているか。	・屋外遊戯の機会が適切に確 保されていない。（幼児）	○	-				
		(d) 外遊びなど、戸外で活動でき る環境が確保されているか。	・外気浴の機会が適切に確保 されていない。（乳児） 〔特に注意を要するものに ついては文書指導を行う こと。〕	○	-				
		c 漫然と乳幼児にテレビを見せ続 けるなど、乳幼児への関わりが少 ない「放任的」な保育になってい ないか。	・テレビやビデオを見せ続け ている。 ・一人一人の乳幼児に対して きめ細かくかつ相互応答的 に関わっていない。 〔特に注意を要するものに ついては文書指導を行う こと。〕	○	-				
		d 必要な遊具、保育用品を備えら れているか。 テレビは含まない。	・遊具がない。 ・遊具につき、改善を要する 点がある。 年齢に応じた玩具が備え られていない、衛生面に問 題がある等。 ・大型遊具を備える場合にあ っては、その安全性に問題 がある。	-	○				

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準						改 善 結 果
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導			
				B	C	口頭	文書		
5 保 育 内 容	(2) 保育従事者の保育姿勢等								
	a 保育従事者の人間性と専門性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 (b) 保育所保育指針を理解させる機会を設けるなど、保育従事者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	・施設内研修の機会を設けるなど、保育従事者の質の向上に努めていない。	○	-				
	b 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。	・配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えている。 いわゆるネグレクトや差別的処遇が見られる。 等	-	○				
	c 児童相談所等の専門的機関との連携	入所乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	・虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等が行われていない。	-	○				
	(3) 保護者との連絡等								
	a 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育の実施	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を、連絡しているか。	・可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることに心がけていない。	○	-				
	b 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるようにされているか。 消防署、病院等の連絡先一覧表等も併せて整備すること。	・保護者の緊急連絡表が整備されていない。	-	○				
	c 保育室の見学	保護者や利用希望者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、乳幼児の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるよう適切に対応すること。	・保護者等からの要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲であっても、これらの要望に適切に対応していない。	○	-				

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準						改 善 結 果
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導			
				B	C	口頭	文書		
6 給 食	(1) 衛生管理の状況 a 調理室、調理、配膳、食器等の適切な衛生管理	(a) 食器や哺乳ビン及びふきん、まな板、なべ等について定期的に煮沸消毒が行われているか。	・ 定期的に煮沸消毒を実施していない。	-	○				
		(b) 調理室が清潔に保たれているか。	・ 汚れている。残飯等が放置されている。	-	○				
		(c) 調理方法が衛生的であるか。	・ 不適切な事項がある。	○	-				
		(d) 配膳が衛生的であること。							
		(e) 食事時、食器類や哺乳ビンは、乳幼児や保育従事者の間で共用されていないか。	・ (十分な消毒がなされずに) 共用されることがある。	○	-				
	(f) 食品の保存 (持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む) について腐敗、変質しないよう冷蔵庫を利用する等適当な措置を講じているか。	・ 冷蔵庫がない。その他、食品の保存に関し、不適切な事項がある。	-	○					
	(2) 食事内容等の状況 a 乳幼児の年齢や発達、健康状態 (アレルギー疾患等を含む。) 等に配慮した食事内容	(a) 乳児の食事を幼児の食事と区別して実施しているか。	・ 配慮されていない。	-	○				
		(b) 健康状態 (アレルギー疾患等を含む。) 等に配慮した食事内容か。							
		〔 市販の弁当等の場合 〕 (c) 乳幼児に適した内容であるか。	・ 配慮されていない。	-	○				
(d) 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置が行われているか。また、離乳食摂取後の乳児についても食事後の状況に注意が払われているか。		・ 乳児に対する配慮が適切に行われていない。	-	○					
b 献立に従った調理	(a) 栄養所要量、乳幼児の嗜好を踏まえ変化のある献立により、一定期間の献立表を作成し、この献立に基づき調理がされているか。	・ 献立が作成されていない。 ・ 献立に従った調理が適切に行われていないことがある。	- ○	○ -					

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準						改 善 結 果
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導			
				B	C	口頭	文書		
7 健 康 管 理 ・ 安 全 確 保	(1) 乳幼児の健康状態の観察 登園、降園の際、乳幼児一人一人の健康状態の観察	a 登園の際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・十分な観察が行われていない。	○	-				
			・保護者から報告（連絡帳を活用することを含む。）を受けてない。	○	-				
		b 降園の際、登園時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・十分な観察が行われていない。	○	-				
			・注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。	-	○				
	(2) 乳幼児の発育チェック	a 身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行っているか。	・基本的な発育チェックを全く行っていない。 ・基本的な発育チェックを毎月行っていない。	-	○				
				○	-				
	(3) 乳幼児の健康診断 継続して保育している乳幼児の健康診断を入所時及び1年に2回、学校保健法に規定する健康診断に準じて実施	a 乳幼児の健康状態の確認のため、入所児の健康診断はなるべく入所決定前に実施し、未実施の場合は入所後直ちに行っているか。	・入所時に実施されていない。ただし、保護者からの健康診断結果の提出がある場合等は、これにより入所時の健康診断がなされたものとみなしてよい。	-	○				
		b 1年に2回の健康診断が実施されているか。（おおむね6月毎に実施） 施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書又は母子健康手帳の写しの提出を受けること。	・全く実施されていない。 ・1年に1回しか実施していない。 ・健康診断の内容が不十分又は記録に不備がある。	-	○				
				○	-				
		c 入所後の乳幼児の体質、かかりつけ医の確認、緊急時に備えた保育施設付近の病院関係の一覧を作成し、全ての保育従事者への周知が行われているか。	・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧が未作成。 ・職員への周知状況の不徹底等対応が不十分。	-	○				
				○	-				
(4) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施しているか。	・実施されていない。	-	○					
	b 調理に携わる職員には、おおむね月1回検便を実施すること。	・実施されていない。 ・おおむね月1回の検便が実施されている状況にない。	-	○					
(5) 医薬品等の整備	a 必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。 最低必要なもの；体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類	・左記の最低必要な医薬品、医療品がない。	○	-					

指導基準	調査事項	調査内容	評価基準						改善結果
			評価事項	判定区分		実際の指導			
				B	C	口頭	文書		
7 健康 管理 ・ 安全 確保	(6) 感染症への対応	a 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示しているか。	・ 対応が適切ではない。	-	○				
		b 再登園時には、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めているか。	・ 治癒の判断をもっぱら保護者に委ねている。	○	-				
		c 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、一人一人のものを準備すること。	・ 洗浄、洗濯等を行わないまま共用している。	○	-				
	(7) 乳幼児突然死症候群の予防	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。	・ 乳児室に職員が在室していないなど、予防への配慮がない。	-	○				
		b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は入所時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群の予防への配慮に努めること。	・ 乳幼児突然死症候群の予防への配慮が不足している。	-	○				
		c 保育室では禁煙を厳守すること。	・ 保育室内で喫煙している。	-	○				
	(8) 安全確保	a 乳幼児の安全の確保に配慮した保育の実施を行うこと	・ 保育室だけでなく、乳幼児の出入りする場所には危険物防止に対する十分な配慮がされているか。	○	-				
		b 事故防止の観点から、その施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。	・ 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置がない。	-	○				
		c 不審者の立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備すること。	・ 囲障はあるが、施設等が不十分。	○	-				

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準						改 善 結 果
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導			
				B	C	口頭	文書		
8 利 用 者 へ の 情 報 提 供	(１) 施設及びサービスに関する内容の掲示	以下の事項について、施設のサービスを利用しようとする者が見やすい場所に掲示されているか。 a 設置者の氏名又は名称及び管理者の氏名 b 建物、その他設備の規模及び構造 c 施設の名称及び所在地 d 事業を開始した年月日 e 開所している時間 f 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 g 入所定員 h 保育士その他の職員の配置数又はその予定	・ 全く掲示されていない。 ・ 左記 a ～ h の事項につき、掲示内容又は掲示の仕方が不十分。	-	○				
	(２) サービス利用者に対する契約内容の書面による交付	以下の事項について、利用者に書面による交付がされているか。 a 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 施設の名称及び所在地 d 施設の管理者の氏名及び住所 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額 g 提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容 h 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	・ 書面により交付されていない。 ・ 左記 a ～ h の事項につき、交付内容が不十分。	-	○				
	(３) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明	a 当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切に説明が行われているか。	・ 説明が行われていない。 ・ 説明はされているが、内容が不十分。	-	○				

指 導 基 準	調 査 事 項	調 査 内 容	評 価 基 準						改 善
			評 価 事 項	判定区分		実際の指導		結 果	
				B	C	口頭	文書		
9 備 え る 帳 簿	(1) 職員に関する書類等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等が記載された帳簿	・確認できる書類が備えられていない。	-	○				
			・整備内容が不十分。	○	-				
		b 労働基準法等の他法令に基づき、各事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿（労働基準法第 1 0 7 条） ・賃金台帳（労働基準法第 1 0 8 条） ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第 1 0 9 条）	・左記の帳簿の整備状況が不十分。	-	○				
	(2) 在籍乳幼児に関する書類等の整備	a 在籍乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児の在籍記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・確認できる書類が備えられていない。 ・整備内容が不十分。	- ○	○ -				

